

ご意見・ご要望をお述べになる機会について

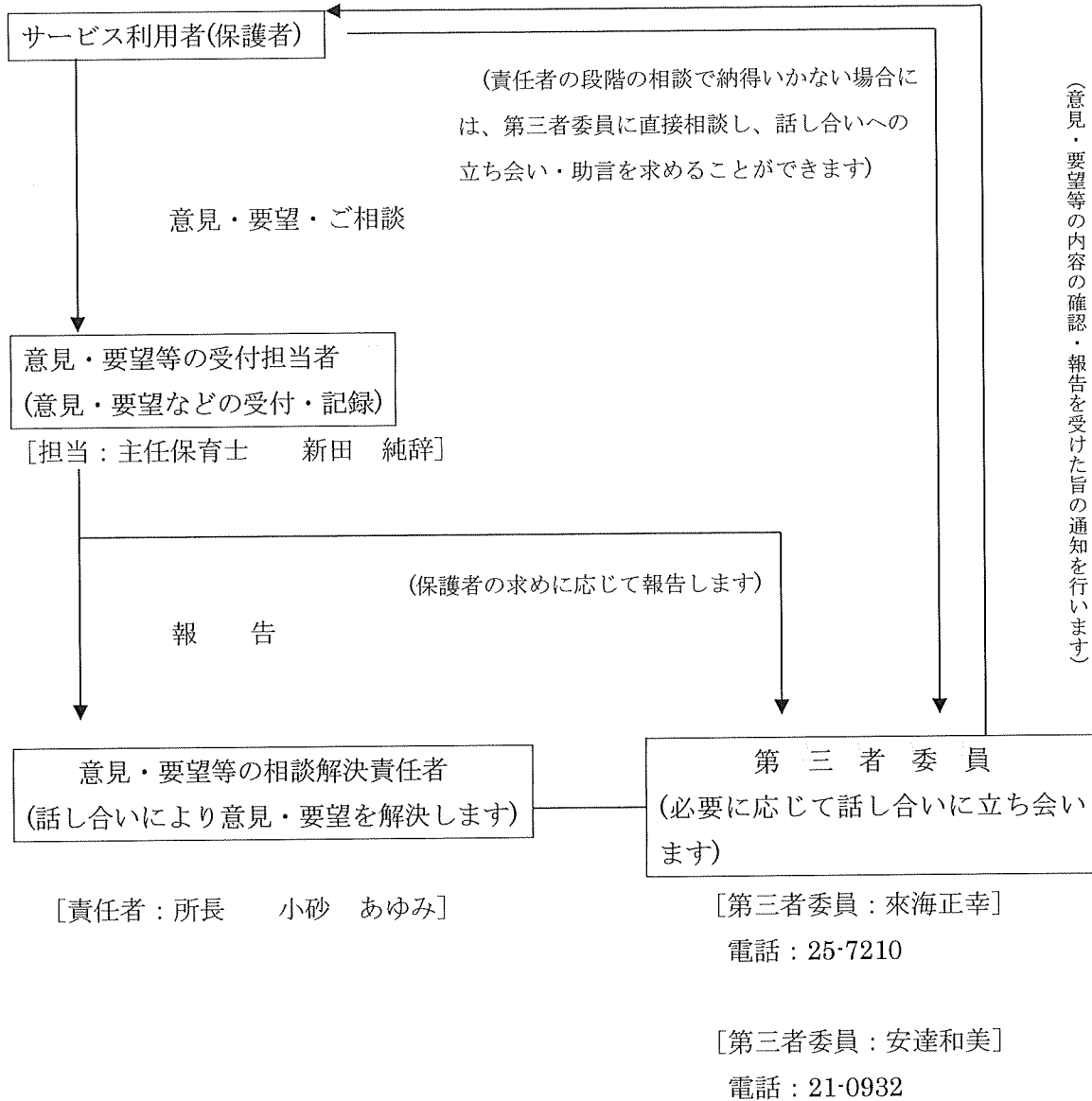
平素は、乃木保育所の活動につきましてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、上記の件についてお気づきのこと、改善してほしいことなどがありましたらお申し出ください。可能なかぎり保護者の皆様のご要望に応えるよう努力していこうと思っております。

なお、当保育所ではご意見をいただくとき従来どおり職員が賜りますが、担当者と責任者をそれぞれ設けています。また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当保育所と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。

仕組みについては、別紙の通りです。

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて



- ※ 相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。
- ※ 以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、島根県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

(運営適正化委員の連絡先：TEL 32-5913)